

「プラットフォームの規律に関する意見まとめ」で、「1996年の当初に想定したプラットフォーム機能」と現行の姿とのギャップが発生しているならば、そのギャップとは何なのか、そのギャップがどのような影響をもたらしているのか、また、本来誰が担うべきなのかを整理することが必要」との意見は、本協議会の中心議題になるべきである。

前回のガイドライン作りに参加したものの一人として、疑問に思ったのは、問題、課題が発生した場合の「調停機関」として、その策定にあたった「CSデジタル放送に関する検討会」がその任にあたる、とされたままになっていて、実質、機能していなかった点。これは「意見まとめ」の全体的意見1の必要性の中でも「プラットフォーム・ガイドラインの基本骨子は法令にて制定し、具体的活動はガイドラインとして現行ガイドラインを修正し、優越的地位への牽制機能として専門家／有識者による牽性機関を持たせ、四半期ごとにチェックすることが必要」と指摘しているが、プラットフォームが事実上、独占であることから、協議をつくしても予期せぬ課題・問題が相次ぐことも予想され、「裁判所」の役割を果たす、第三者機関の設立をぜひ望みたい。

(CS日本・石上)